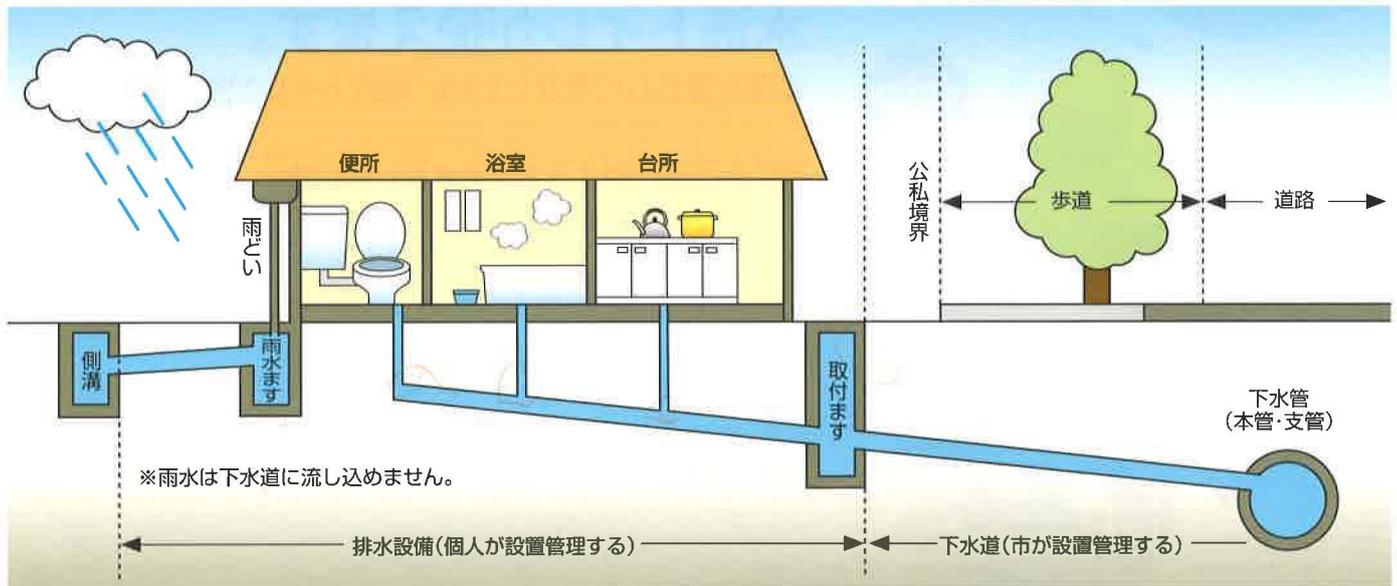
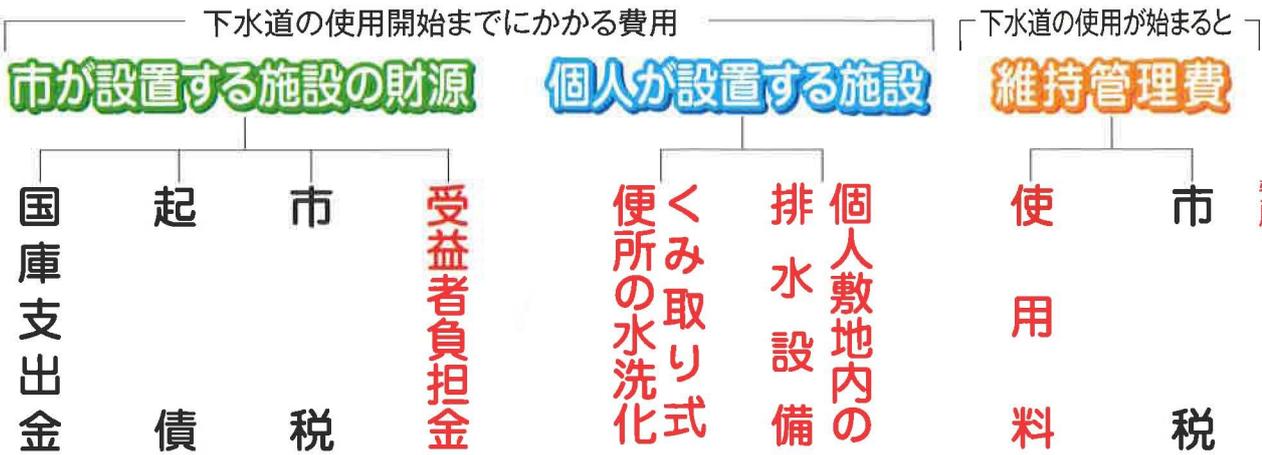


下水道の経費

事業の実施に伴う各経費の負担



下水道使用料

接続後の維持管理費として使用料で負担

下水道使用料は、使用水量(汚水)により、負担していただくもので、公共下水道管の清掃や、集められた汚水を下水処理センターできれいな水に処理するための維持管理費に使われます。使用水量(汚水)を基に、下記の料金表により算出した金額に、消費税を加算した金額が下水道使用料金になります。

種別	区分	汚水量	
一般汚水	基本料金	1か月につき	350円
		従量料金 (1mlにつき)	10m ³ まで
	10m ³ を超え20m ³ まで		70円
	20m ³ を超え30m ³ まで		80円
	30m ³ を超え40m ³ まで		90円
	40m ³ を超え50m ³ まで		100円
	50m ³ を超え100m ³ まで	105円	
100m ³ を超える分	110円		
公衆浴場汚水	基本料金	1か月につき	350円
	従量料金	1mlにつき	10円

※上記の料金表により計算しますが、下水道使用料は、水道料金と同じく2か月に一度のお支払いとなります。

●2か月分料金早見表

(消費税抜き)

水量 (m ³)	使用料金 (円)	水量 (m ³)	使用料金 (円)	水量 (m ³)	使用料金 (円)
0	700	21	1,970	41	3,380
1	760	22	2,040	42	3,460
2	820	23	2,110	43	3,540
3	880	24	2,180	44	3,620
4	940	25	2,250	45	3,700
5	1,000	26	2,320	46	3,780
6	1,060	27	2,390	47	3,860
7	1,120	28	2,460	48	3,940
8	1,180	29	2,530	49	4,020
9	1,240	30	2,600	50	4,100
10	1,300	31	2,670	55	4,500
11	1,360	32	2,740	60	4,900
12	1,420	33	2,810	65	5,350
13	1,480	34	2,880	70	5,800
14	1,540	35	2,950	75	6,250
15	1,600	36	3,020	80	6,700
16	1,660	37	3,090	85	7,200
17	1,720	38	3,160	90	7,700
18	1,780	39	3,230	95	8,200
19	1,840	40	3,300	100	8,700
20	1,900				

受益者負担金

●受益者負担金とは？

道路や公園のような公共施設は、利用者が不特定多数ですので、その建設費は市税や国庫支出金などでまかなわれています。しかし下水道施設は整備地区の住民しか利用できません。また、下水道の整備によりその地区は、次のような利益を受けることになります。

- ①土地の利用価値が増す。②生活環境が良くなる。
- ③川や海がきれいになる。など

このように、利益を受ける「受益者」の皆さんに、建設費の一部を負担していただき、下水道の整備促進を図ろうとするものです。その土地の受益者負担金は**1回限りの賦課**になります。

●受益者とは？

下水道が整備された地区内の、土地所有者が受益者となります。但しその土地に地上権、賃貸借による権利がある場合は、土地の所有者に代わり権利者が受益者となります。



●受益者の申告

土地所有者に申請書を送付し、受益者の申告をしていただきます。この申告は、土地の権利関係を確認するために必要なもので、申告をされなかった場合、土地台帳等の調査で認定することになります。

※受益者負担金の徴収猶予や減免に該当する場合は、その申請も合わせて行います。

●受益者の変更

受益者負担金の納期期間中に、土地の売り買いや権利関係の変更によって、受益者（納付義務者）が変わった場合には、速やかに「受益者変更届」を提出してください。提出後は、新しい受益者の方に負担金を納めていただくことになります。※土地の所有が変更になっても、この「受益者変更届」の提出がない限り前所有者が納付義務を負いますのでご注意ください。

受益者負担金の目安と納付方法

●受益者負担金の額

負担金は、土地（受益地）の面積に応じて算定されます。基準額は**1㎡当たり400円（坪当たり約1,320円）**です。（総額の10円未満切捨）

算定例 200㎡（約60坪）の土地を所有している場合	200㎡×400円＝80,000円 （負担金総額）
-------------------------------	------------------------------

●受益者負担金の納付方法

納付の方法は受益者のご都合に合わせて

- ①分割納付（年4回×5年の合計20回納付）
 - ②年一括納付（年1回×5年の合計5回納付）
 - ③一括納付（1回納付）の3種類があります。
- 申請書に基づき、3種類の納付書のいずれかを7月中旬までに送付いたしますので、市内の金融機関で納期限までに納めてください。

●納期限

負担金を5年分割で1年分を4期に分けて、合計20回で納めていただきます。なお、納期限は毎年次の通りです。

第1期/7月末日	第2期/9月末日	第3期/11月末日	第4期/1月末日
----------	----------	-----------	----------

●一括納付報奨金

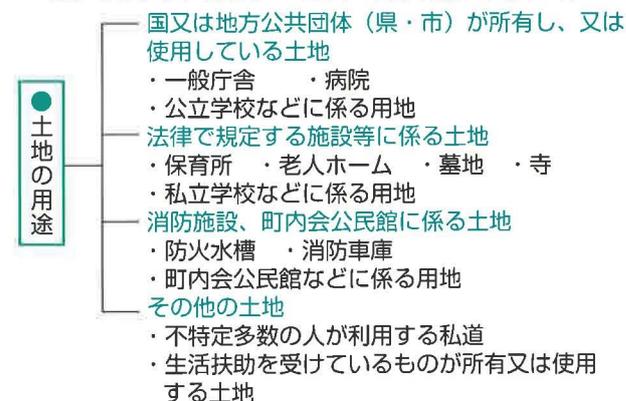
負担金は、5年間に分割して納めていただきますが、5年分を1度に又は1年分（4期分）を単位として、**各年度の第1期に一括して**納めていただきますと、下表により一括納付報奨金が交付されます。

一括納付した納期数	交付率
4期	4%
8期	8%
12期	12%
16期	16%
20期	20%

受益者負担金の減免・徴収猶予

●受益者負担金の減免があります

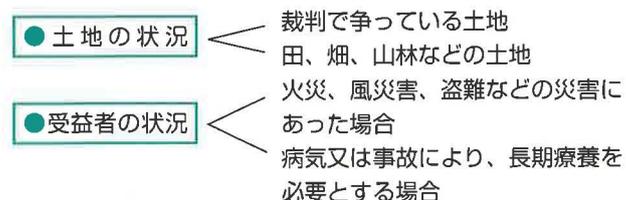
その土地の用途により、負担金の全部又は一部を減免することができます。詳しいことは、申告の際にお尋ねください。



●受益者負担金の徴収猶予

土地及び受益者の状況により、負担金を納めることが困難であると認められるときは、その程度により、一定期間負担金の徴収を猶予することができます。

詳しいことは、申告の際にお尋ねください。



排水設備工事

排水設備設置で下水道を使用

排水設備は遅滞なく設置

公共下水道が供用された排水区域内の建物の所有者等は、遅滞なく、公共下水道に流入させるために必要な排水設備を設置しなければなりません。

(下水道法第 10 条)

水洗便所改造は 3 年以内

公共下水道が完成し、お住まいの地域が処理区域内になりますと、くみ取り便所は公共下水道が使用できるようになった日から 3 年以内に水洗便所に改造しなければならないことが義務づけられています。

(下水道法第 11 条の 3)

指定工事店へ依頼し設置

- 排水設備は鹿屋市が指定している工事業者（指定工事店）でなければ設置することができません。
- 指定工事店が工事に関する工事申請手続き及び補助金対象であれば補助金申請手続き等を行います。
- 指定工事店については、市の配布する排水設備指定工事店一覧表で確認してください。

1. 指定工事店の選定

指定工事店を選定し工事の申込み（工事契約）をしていただきます。

2. 排水設備工事申請書の提出

指定工事店が工事内容に合わせて、申請書を作成し市へ提出します。

3. 工事着工

適正に工事を施工させるため市が内容を承認した後に工事着工します。

4. 完成・検査

工事が完成すると下水道課で検査し「検査済証」を玄関先等に貼付します。

排水設備工事補助金制度

補助対象者

下水道認可区域内の個人の住宅で、くみ取便所または浄化槽を廃止し、すべての生活排水を下水道へ接続するための排水設備を設置する方（新築は対象外・受益者負担金を滞納していないこと）

補助額

供用開始後から排水設備工事完了までの年数		1年以内	1年を超え2年以内	2年を超え3年以内
排水設備等の工事区分	くみ取便所	80,000円	50,000円	30,000円
	浄化槽	60,000円	30,000円	10,000円

※ 供用開始…公共下水道工事が終了し、下水道へ接続できるようになった時。

私道への公共下水道設置制度

市では、次の要件を備えた私道において、申請をしていただければ公費で下水管を設置します。

[要件]

1. 道路の形態（いずれかに該当する私道）
 - (1) 両端が公道に接続しているもの。
 - (2) 一端が公道に接続し、延長がおおむね 10 m 以上あり、利用筆数が 2 筆以上（土地の所有者が異なるものに限る。）であること。
2. 幅員がおおむね 1 m 以上であること。
3. 公共下水道供用開始後、速やかに排水設備及び水洗便所が設置されることが明らかであること。